

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 387

2019年 2 月号 FEBRUARY



## 今月のお知らせ

来月のインフォメーションはお休みします

確定申告の日程 2/18(月)～3/15(金)

- ✓ 確定申告がはじまります
- ✓ 帳簿ソフトにJDL製品をお使いの皆様へ
- ✓ はしやすめ ・建国記念の日
- ✓ 税務まめ辞典 ・「特定口座」のメリット



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 確定申告がはじまります



早いもので今年もあっという間にひと月が過ぎ、そろそろ確定申告の時期となります。今年の確定申告は年末調整のときにお伝えしたように配偶者控除と配偶者特別控除が大きく変更されています。

確定申告の結果を基に住民税・国民健康保険・公営住宅の家賃・保育料などが決まります。さらには県や市町村からの助成制度や公的負担などにも影響してきますので控除もれなどが無いよう適正な確定申告を心掛けましょう。

## 確定申告の日程等

	確定申告の日程	納付期限		所得税延納の2回目納付期限 (2回に分割納付の場合)
		原則	振替納税(引落)	
所得税及び復興特別所得税	2/18(月)~3/15(金)	3/15(金)まで	4/22(月)	2回目 5/31(金) 延納利子税(年利 1.6%)
消費税	4/1(月)まで	4/1(月)まで	4/24(水)	消費税及び地方消費税には延納制度はありません
贈与税	2/1(金)~3/15(金)	3/15(金)まで	なし	例外的に延納が認められます

※ 延納する税額が29万9千円以下の場合、1.6%の割合で計算される利子税は、基準額(1千円)未満となりかかりません。

## 主な変更点

### 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 給与所得者の合計所得金額が900万円(給与収入1120万円)を超える場合の配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円(給与収入1,220万円)を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
- ② 配偶者特別控除の控除額が大幅に改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(給与収入1,030,000円超2,015,999円以下)とされました。

※ 合計所得金額が1,000万円(給与収入1,220万円)を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

## 確定申告が必要な方

- ✚ 30年中の給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- ✚ 1ヶ所から給与等の支給を受けている場合で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✚ 2ヶ所以上から給与等の支給を受けている場合で、年末調整をしていない給与等の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✚ 公的年金等の収入が400万円を超える方(400万円以下は確定申告不要)
- ✚ 公的年金等に係る雑所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や店舗等の賃貸料の支払いを受けている場合は20万円以下でも確定申告をする必要があります。

## 確定申告をすれば税金が戻る方

確定申告をする義務がない方でも、給与や年金から源泉徴収された税金があれば、次のような方は税金の還付を受けることができます。（もともと税金が引かれていない方の還付はありません）

- ふるさと納税をされている方でワンストップ納税を選択していない方
- 上記以外の寄付（災害義援金等、政党等寄付金、認定NPO法人等寄付金、公益社団法人等寄付金）をされた方
- 10年以上の返済期間を有する住宅ローンによって居住用家屋の新築や既存住宅の取得・増改築等をされた合計所得金額が3,000万円以下の方（年末調整で控除を受けている場合を除く）
- 特定の個人が居住用の家屋に耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事等をした場合
- 年間の医療費が10万円又は所得の5%のいずれか低い金額を超える方
- 健康診断などを受けている方でセルフメディケーション税制対象の医薬品の年間購入金額が12,000円を超える方（ただし上記の医療費との併用はできません）
- 収入が公的年金等のみで生命保険料控除や医療費控除などがある方
- 災害や盗難、横領によって生活用資産などが損害を受けた時（雑損控除）
- 本人の合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の年間の給与収入が103万円を超え201万6千円未満にもかかわらず配偶者特別控除を受けていない方

## 所得税が課税されない収入の例

- 自分が使用していた洋服や小物をフリーマーケットなどで売却した収入
- 通勤用の自動車（事業用を除く）を売却した収入
- 1個又は1組の価格が30万円以下の貴金属や宝石などを売却した収入
- 宝くじの当選金（海外の宝くじ当選金を除く）
- 失業保険、傷病手当、遺族年金、損害賠償金や損害保険金（事業用の損害に対するものを除く）
- 借金の返済が困難な方が競売などの強制手続きにより資産を譲渡した所得
- 子ども手当や児童手当の支給額

# 帳簿ソフトにJDL製品をお使いの皆様へ

## 新元号・消費税率10%改定に伴うバージョンアップ

今年5月1日より新元号へ、さらに10月には消費税率10%への改定に伴い、今お使いの帳簿ソフトをバージョンアップする必要があります。（バージョンアップ料金は下記をご参照ください）

バージョンアップを行わないまま使用しますと消費税率10%の入力が出来ず、当事務所とのデータのやり取りができません。また、帳簿ソフトで請求書の発行をしている場合も10%の計算が出来ません。

なお、月々定額で使用できるnet版をご利用の皆様につきましては自動的にバージョンアップがされますので別途手続きを行う必要はありません。（バージョンアップ費用も月々の料金に含まれていますので別途負担はかかりません）

## バージョンアップ料金（CD版をご利用の皆様）

ソフトウェア製品名	バージョンアップ料金
IBEX出納帳	17,000円
IBEX会計	34,000円
IBEX給与II	8,500円
マイナンバー管理	4,200円

※金額はすべて税抜価格です

左記の金額はすべて当事務所よりご注文の方に限ります。ご自分で購入された場合は料金が異なりますのでご注意ください。

バージョンアップの時期は4月を予定しております。お早めにお申し込みください。

# はしやすめ

## 建国記念の日

2月11日は「建国記念の日」でした。よく見ると「建国記念日」ではないことにお気づきでしょうか。実は“の”が入っているのには理由があります。

そもそも明治時代には、神武天皇の即位日を日本の歴史が始まった日として祝う「紀元節」という祭日がありましたが、第二次世界大戦後の昭和22年に皇室祭祀令が廃止され、その翌年に占領軍(GHQ)の意向により紀元節も廃止されることになります。

その後、紀元節を復活させようという動きが高まり昭和32年に「建国記念日」を設置しようと法案が提出されるものの、歴史学上では神武天皇は実在する人物かどうかの確証がないことなどから9回も廃案になりました。

日本書紀には天照大御神(伊勢神宮に祀られている皇室の祖先)の子孫である神武天皇が日本を統一した紀元前660年2月11日に橿原宮(現在の奈良県橿原市)で日本の初代天皇に即位したと書かれていますが、それはあくまでも神話として位置づけられています。

アメリカのようにイギリスから独立した日を建国記念日(独立記念日)としているのとは異なり、占領された歴史がない日本はいつの間にか国が出来上がっていたため明確な日付が確定していません。それが「建国記念日」と出来ない理由でした。

しかしテレビ局のアンケート調査により全国民の80%以上が「建国を記念する日」を望んでいるということが分かり、紀元節の廃止後、実に20年近い歳月を経て、昭和41年に建国を記念するための祝日として名称に“の”を入れた「建国記念の日」として国民の祝日に追加されることになりました。

ちなみに天照大御神といえば天岩戸伝説が有名です。太陽神である天照大御神は乱暴なふるまいをする弟の須佐之男命に腹を立てて岩戸にこもり、暗闇に包まれた世界には多くの災いが起こりました。困った八百万の神々が岩戸の前で踊って楽しそうな様子を装い、不思議に思った天照大御神が顔を出したところを一気に引きずり出し再び世界が明るくなったという神話です。九州では宮崎県の高千穂町の天岩戸神社が神話に出てくる場所だとされていますが、日本には「ここが天岩戸である」とする場所が各地に存在しています。

# 税務まめ辞典

## 「特定口座」のメリット

個人が株式や投資信託の取引で利益を得た場合、原則として自分で損益を計算して確定申告をする必要があります。その場合、「一般口座」でなく「特定口座」を開設すると、銀行や証券会社が、その口座内の取引の損益を計算してくれます。

年明けから各金融機関より送られて来る「特定口座年間取引報告書」を使って、簡単に申告をすることができます。

特定口座内で生じる所得に対して銀行や証券会社が源泉徴収することを選択した場合、配当や分配金と上場株式や投資信託などの譲渡損失との損益通算もされ、確定申告をする必要がありません。

**特定口座を開設し源泉徴収有り**で**確定申告不要**を選択すれば、**夫の扶養に入っている主婦、親の扶養に入っている学生がいくら利益を上げて**も**扶養から外れなくて済みます**。

年金をもらっている人が株式等の取引で利益を得ても確定申告をする必要がないので、国民健康保険料や介護保険料が増加したり、後期高齢者の医療費負担割合が上がったりすることもありません。

ただし、他の金融機関などにある口座の損益と相殺したい場合や**損失を翌年以降に繰り越したい場合には確定申告が必要になります**。

そこで、上場株式の譲渡損失が出た場合は確定申告により、まずその年分の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と損益通算ができます。損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後三年間にわたり、確定申告を継続することにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

上場株式の譲渡で損をしたら、すかさず確定申告で損失の繰り越しをしておきましょう。たとえその年は効果がなくても、その後三年間は大きな節税の可能性があります。

もう一度送られてきた「特定口座年間取引報告書」を確認してみましょう。